ジステンパー・犬アデノウイルス（２型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬レプトスピラ病（カニコーラ・コペンハーゲニー・ヘブドマディス）混合ワクチン

平成16年４月23日（告示978）　一部改正

動生剤基準のジステンパー・犬アデノウイルス（２型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬レプトスピラ病（カニコーラ・コペンハーゲニー・ヘブドマディス）混合ワクチン3.4.5、3.4.7（迷入ウイルス否定試験法2.6.1及び2.8.2を除く。）、3.4.8及び3.4.10に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。